

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

P 編

海洋構造物等

鋼船規則検査要領 P 編

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 1 月 1 日 達 第 2 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2013 年 1 月 1 日 達 第 2 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

P1 通則

P1.1 一般

P1.1.5 船級符号への付記

-1.を次のように改める。

-1. 本編の適用を受けた船舶は、規則 P 編 1.2.3 に定義する船舶の用途に応じて、船級符号に以下のとおり付記する。

(1) 海底資源掘削船

- (a) 甲板昇降型の海底資源掘削船：Self-Elevating Drilling Unit（略号 SEDU）
- (b) 半潜水型の海底資源掘削船：Column-Stabilized Drilling Unit（略号 CSDU）
- (c) 船型の海底資源掘削船：Drilling Vessel（略号 DV）
- (d) バージ型の海底資源掘削船：Drilling Barge（略号 DB）

なお、本編の規定に加え、以下の規定に適合している船舶にあつては、”Mobile Offshore Drilling Unit”（略号 MODU）を付記する。（例 甲板昇降型の海底資源掘削船の場合 Mobile Offshore Drilling Unit/ Self-Elevating Drilling Unit（略号 MODU/SEDU））

- (a) 安全設備規則 1 編 1.1.1-8.
- (b) 揚貨設備規則 1.1.1-3.
- (c) 無線設備規則 1.1.1-3.
- (~~e~~d) 居住衛生設備規則 3 編 4.1.7-3.
- (~~e~~e) 船体防汚システム規則

((2)から(5)は省略)

附 則

1. この達は、2013 年 1 月 1 日から施行する。